

<福岡市> 盛土規制法に関するお知らせ

運用開始時に施工中の工事は届出が必要です

令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称:盛土規制法）」が施行されました。福岡市では、令和7年5月26日に規制区域を指定し、運用を開始します。

令和7年5月26日時点で工事着手している対象規模の盛土等は、

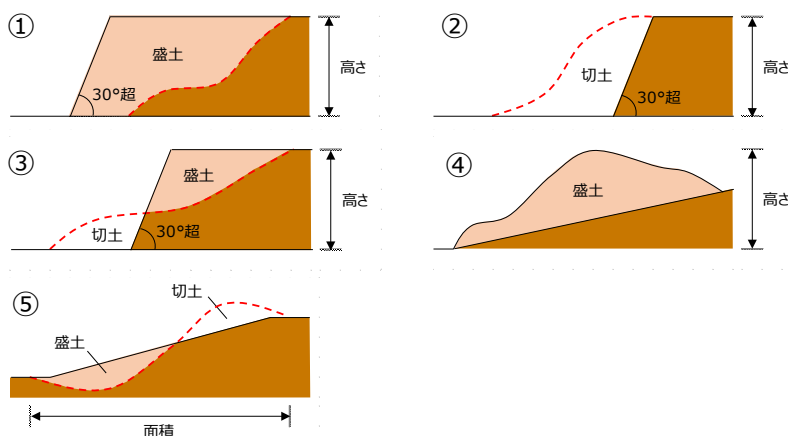
6月16日(月)までに市への届出が必要です。

■ 届出対象となる盛土等の規模

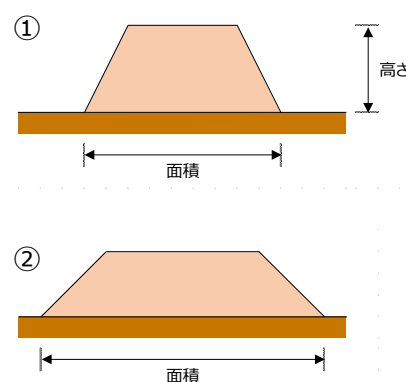
行為	届出対象規模
宅地造成	①盛土で高さ 1m超の崖 を生ずるもの ②切土で高さ 2m超の崖 を生ずるもの
特定盛土等	③盛土と切土を同時に行い、高さ 2m超の崖 を生ずるもの（①②を除く） ④盛土で高さ 2m超のもの （①③を除く） ⑤盛土又は切土の面積 500㎡超のもの （①～④除く）
土石の堆積	①堆積の高さ 2m超かつ面積300㎡超のもの ②堆積の面積 500㎡超のもの

<許可対象となる盛土等のイメージ図>

宅地造成、特定盛土等



土石の堆積



■ 届出に必要な書類・図面

	申請書類・図面	備考（明示すべき事項等）
①	届出書	省令様式第15又は第16
②	位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物
③	届出地及び周辺の写真	盛土、切土又は土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真
④	地形図（一定規模以上の場合に提出）	縮尺、方位及び土地の境界線
⑤	土地の平面図（一定規模以上の場合に提出）	縮尺、方位及び土地の境界線、盛土等を行う部分等
⑥	その他の書類	他法令の許可等を受けた場合は、その写し

届出の手引きをはじめ、福岡市の盛土規制法に関する情報をホームページに掲載しているので、ご確認ください。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/morido/00001.html>



(お問い合わせ先)
福岡市 住宅都市局
建築指導部 盛土指導課
TEL : 092-707-3902